

船舶事故調査報告書

令和元年7月3日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	平成31年2月2日 07時20分ごろ
発生場所	山口県下関市吉母漁港北方の海岸 蓋井島灯台から真方位095° 4.5海里（M）付近 （概位 北緯34° 05.5′ 東経130° 52.4′）
事故の概要	瀬渡船春日丸は、漂泊中、海岸に乗り揚げた。 春日丸は、船首部船底外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成31年2月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	瀬渡船 春日丸、11トン YG2-7696（漁船登録番号）、個人所有 13.27m（Lr）×3.64m×1.38m、FRP ディーゼル機関、411kW、平成12年3月25日 第290-53788号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 37歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成17年7月7日 免許証交付日 平成30年1月10日 （令和5年2月6日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船首部船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、下関市蓋井島の東岸の磯に釣り客を瀬渡しした後、平成31年2月2日06時00分ごろ、07時00分ごろに予定していた磯の見回り開始まで待機する目的で、蓋井島東方沖約1.5Mのところ機関を停止し、船首を北方に向けて漂泊を開始した。 船長は、操舵室の椅子に腰を掛けて周囲の見張りをを行いながらスマートフォンで気象情報を見た後、06時30分ごろ周囲を見て船位が大きく変わっていないことを確認し、操舵室後方に設置した渡し板に

	<p>移動して壁を背もたれにして腰を掛け、ほどなくして疲労を感じ、間もなく磯の見回りを行うので居眠りすることはないと思い、渡し板で横になった。</p> <p>船長は、横になってスマートフォンの操作を続けていたところ、いつの間にか居眠りに陥り、07時20分ごろ船底が岩で^た叩かれるような音が聞こえて目が覚めた。</p> <p>船長は、周囲を確認したところ、本船の船首部が吉母漁港北方の海岸の岩場に乗り揚げていることを認め、本船を後進させて岩場から離そうとしたが動かせず、自力離礁を断念して08時00分ごろ海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首約1.0m、船尾約1.4mであった。</p> <p>船長は、本事故前、2日00時ごろから02時30分ごろまで眠っており、睡眠が不足しているものの、業務を行うのに支障はないと思っていた。</p> <p>船長は、眠気を感じていなかったものの、睡眠時間が不足していた状態で、渡し板で横になったので、気が緩んで居眠りに陥ったと本事故後に思った。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、風力3の西風が吹く状況下、蓋井島東方沖で漂流中、船長が、居眠りに陥ったことから、本船が東方へ流されていることに気付かずに漂流し、吉母漁港北方の海岸に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、眠気を感じておらず、居眠りすることはないと思って渡し板に横になったが、睡眠時間が不足していた状態であったことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、風力3の西風が吹く状況下、蓋井島東方沖で漂流中、船長が、居眠りに陥ったため、本船が東方へ流されていることに気付かずに漂流し、吉母漁港北方の海岸に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運航業務に当たる前は、睡眠を十分に取ること。 ・ 漂流中は、時々、立ち上がったたり、操舵室から出て外気に当たったりするなど、居眠り運航を防止する措置を採ること。

付図1 事故発生経過概略図

